

県庁 7 号館公用車（電気自動車）用普通充電設備設置工事仕様書

1 設置場所

県庁 7 号館前の小館跡地

2 機器等の仕様

(1) 再エネ由来電力による充電システム

県庁 7 号館屋上に設置する再エネ設備の発電量（見込み可）に応じて充電設備向けの電力供給量を調整できるシステムや設備等の導入

- ・ 休日等の閉庁日は、再エネ発電量（見込み可）に応じて自動で又は事前に設定した量で電力供給量が調整可能であること
- ・ 平日（閉庁日の前日を除く）は夜間にのみ充電を行う設定が可能であること

(2) 充電スタンド等の設置

電気自動車 7 台が同時に充電可能な充電設備の整備

- ・ 充電方式については、普通充電（3 kW）とすること
- ・ 5 台分については充電スタンド（充電ケーブル付き）とし、鍵付き又はパスワード入力が必要であるなど、関係者以外の利用制限が可能であること
- ・ 2 台分は、コンセントタイプ（充電ケーブルは不要）とし、充電ケーブル（7.5 m）を収納できるボックス（鍵付き）と併せて 7 号館の北側壁面に設置すること（この 2 台分については、優先的に施工し、完成し次第、引き渡しを行うこと）
- ・ (1) で導入するシステムに対応できる設備であること
- ・ 充電設備への電気の供給については、県庁 7 号館本体への電力供給に影響を与えないような配慮を行うこと

(3) 駐車場の整備

公用車 7 台（電気自動車：普通車 4 台、軽 3 台）が充電できる駐車場の整備

- ・ 少なくとも 5 台（普通車 2 台、軽 3 台）分のスペースは確保した上で、2 台（普通車）分は夜間及び休日のみ充電するための駐車を前提とすること
- ・ 上記 5 台分については、一般利用駐車スペースと公用車駐車場との区分がわかりやすい線やペイント等の路面表示があること
- ・ 車両の出し入れがしやすく、かつ、車両の充電口と充電スタンド・コンセントが近いレイアウトであること

(4) 照明の設置

7 号館に人感センサー付き LED 照明を設置すること（既存の照明設備の更新も可）

3 関係法令等

本工事の実施に当たっては建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）のほか、関係する法令・条例等を遵守すること。